

常勤理事業務内規

1999年 7月 6日	理事会制定
2001年 10月 9日	理事会一部変更
2002年 12月 10日	理事会一部変更
2006年 6月 13日	理事会一部変更
2008年 6月 10日	理事会一部変更
2009年 7月 23日	理事会一部変更
2011年 10月 5日	理事会一部変更
2020年 2月 12日	理事会一部変更
2024年 2月 6日	理事会一部変更
2024年 7月 9日	理事会一部変更

(総則)

第1条 常勤理事は会長及び筆頭副会長を補佐し会務全般の円滑な運営をつかさどるとともに、理事会から委任された事項を処理する。

(常勤理事の業務)

第2条

- (1) 前項の会務を掌理するため、事務局長を通じて事務局を統率する。事務局の業務は事務局長が総括する。
- (2) 広く対外関係機関と本会の進展に資する事項について折衝、協議交流をはかる。
- (3) 諸規定に定める本会組織の運営に参画する。
- (4) その他会長の指示により事務局長の支援をする。
- (5) 事務局長を兼務することができる。

(選任)

第3条 会長は常勤理事適任者を選び、理事会の承認を経て社員総会で選任する。

(任期)

第4条 任期は、2年間とする。再任を妨げないが、その承認にあたってはこれまでの就任年数や実績を勘案して理事会で慎重に審議するものとする。